参考資料２

春日井市空き家等対策協議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、春日井市附属機関設置条例（平成27年春日井市条例第２号）第４条の規定に基づき、春日井市空き家等対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条　協議会の委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　優れた識見を有する者

⑵　公共的団体等の代表者又は推薦を受けた者

⑶　町内会等の代表者又は推薦を受けた者

⑷　前３号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第４条　協議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

２　協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

３　協議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は

意見を求めることができる。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、まちづくり推進部住宅政策課において処理する。

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。